

兵庫県公報

平成27年7月3日 金曜日 第2710号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 重要調整池に係る検査の結果（淡路県民局）	3
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	4
○ 同上（同）	4
○ 同上（同）	5
○ 同上（同）	5
○ 入札公告（県立但馬技術大学校）	5
選挙管理委員会告示	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	7
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	8

告 示

兵庫県告示第570号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年6月12日に次のとおり認可した。

平成27年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 漁業権者
名称 円山川漁業協同組合
所在地 豊岡市出石町宮内153-3
- 漁業権番号
内共第10号
- 認可に係る変更の内容
第7条別表を次のように改める。

名 称	所 在 地
円山川漁業協同組合事務所	豊岡市出石町宮内153-3
円山川漁業協同組合 生野・朝来地区	朝来市生野町新町1138-6 八尾誠宅
〃 〃	朝来市羽瀨 北垣利晃宅
〃 山東・和田山地区	朝来市山東町 朝来市役所山東庁舎
〃 〃	朝来市和田山町 朝来市企画部和田山地域振興課
〃 大屋地区	養父市大屋町宮本51 三方豊司宅
〃 養父地区	養父市養父市場459 児島一志宅

〃	関宮地区	養父市関宮906 岡田敏一宅
〃	八鹿地区	養父市八鹿町高柳5—2 浜達人宅
〃	日高地区	豊岡市日高町府市場467—1 田結庄強宅
〃	但東地区	豊岡市但東町出合 たじま農協但東支所内
〃	出石地区	豊岡市出石町 たじま農協出石支店内
〃	中筋地区	豊岡市木内 たじま農協豊岡南支店内
〃	豊岡地区	豊岡市立野町 たじま農協本店内
〃	城崎地区	豊岡市城崎町湯島882—2 堀田晃一郎宅
大谷 佳一		朝来市新井712—14
越中 己由		朝来市桑市273
掃部 義弘		朝来市山東町末歳612—1
谷村 修身		朝来市和田山町柳原504
日下部釣具店		朝来市和田山町寺谷331
(有) みずばしょう 中尾廣明		養父市大屋町加保1303—1
大屋振興公社		養父市大屋町加保582
栃尾 雅弘		養父市大屋町大杉21
井上 秀夫		養父市吉井1681
三島 商店		養父市出合414
西谷 久司		養父市別宮449
太田垣 忠雄		養父市中瀬1358
岡田 敏一		養父市関宮906
児島 一志		養父市養父市場459
正垣 電気		養父市十二所25
川本 一視		養父市上野194—4
町田 基晴		養父市八鹿町下網場268—9
西田 幸三		養父市八鹿町石原135—3
岡本 康夫		豊岡市日高町夏栗768
平井食品店		豊岡市日高町岩中74—5
神鍋観光協会		豊岡市日高町栗栖野59—13
牧野 好幸		豊岡市出石町鍛冶屋166
石高 正人		豊岡市出石町本町42—2
森友 敏裕		豊岡市但東町出合市場477
河原 久男		豊岡市沖加陽473

山下釣具店	豊岡市千代田町9—7
松田釣具店	豊岡市福田1301
三谷 壽洋	豊岡市庄435
フィッシュオン豊岡店	豊岡市船町333—1
フィッシングパイレーツ	豊岡市昭和町7—48
高井釣具店	宍粟市山崎町山田
小国釣具	宍粟市一宮町安積1333—9
つぼみ	宍粟市山崎町木ノ谷6

- 4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日
認可の日から施行する。



兵庫県告示第571号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多可郡多可町加美区清水字崎船山653の39・653の69（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、653の14、653の15、653の50、653の54、653の68、653の71、653の82、653の83、653の85から653の88まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第572号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成27年 7 月 3 日

淡路県民局長 尾 原 勉

- 1 重要調整池の所在地
洲本市五色町鮎原南谷字大坪787番6及び同字毛笠272番6
- 2 重要調整池の所有者等の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称
洲本市
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
洲本市本町3丁目4番10号

(3) 代表者の氏名
竹 内 通 弘

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成27年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
船舶	A8744	平成28年 5 月21日	淡路市	淡路県民局	平成27年 3 月 5 日
船舶	A8540	平成27年11月12日	南あわじ市	淡路県民局	平成27年 6 月 3 日
船舶	A8660	平成28年 3 月19日	洲本市	淡路県民局	平成26年11月11日



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市岩園町199番 1、200番 1、200番 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
芦屋市岩園町38番19号
岡 本 明 子
松 本 俊 彦
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 5 月21日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第 1－2 号（27芦屋）



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市米田町米田新字藪下 3 番の一部、4 番 6、5 番の一部、7 番の一部、8 番の一部、8 番27の一部、8 番29の一部、8 番41の一部、9 番、10番の一部、11番の一部、12番 1、12番 2、13番 1、14番の一部、15 番の一部、16番 1、16番 3、17番 1 の一部、17番 3、19番 1、27番 1、27番 3 の一部、28番、29番、31番 3 の一部、31番 4、16番 1 地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
広島県福山市南蔵王町六丁目26番 7 号
株式会社ハローズ 代表取締役 佐 藤 利 行
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 2 月12日
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1－23－2 号（26高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町古宮字秋ヶ池下322番3の一部、323番1の一部、323番2の一部、323番3、323番4、324番1の一部、324番3、328番4の一部、323番2地先里道、323番2地先水路
同 郡同 町古宮字大堰304番1の一部、304番2の一部、305番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町島2番地
ヤング開発株式会社 代表取締役 伊 藤 勝 之
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 3 月19日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-18-2号（26播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 7 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市平田二丁目3番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市平田120番地の1
株式会社秋山住研 代表取締役 秋 山 為 之
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 3 月27日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-19号（26三木）



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年 7 月 3 日

契約担当者

兵庫県立但馬技術大学校長 内 田 仁

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
職業訓練用機械一式
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限
平成27年 8 月19日（水）
 - (4) 納入場所
兵庫県立但馬技術大学校 機械制御工学科第2実習場（豊岡市九日市上町660-5）
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒668-0051 豊岡市九日市上町660—5
兵庫県立但馬技術大学校 生涯訓練課 担当 植田
電話(0796)24-2233 ファックス(0796)24-0875
- (2) 一般競争入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成27年7月3日(金)から同月9日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成27年7月16日(木)午後2時
兵庫県立但馬技術大学校 本館・成人訓練センター センター教室2
- (4) 入札書の提出期限
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
 - ア 受付期間
平成27年7月3日(金)から同月9日(木)まで(県の休日を除く。)、毎日午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)
 - イ 受付場所 前記3(1)に同じ
 - ウ 提出書類
仕様を満たしていることを確認できるカタログ等
 - エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
 - オ 確認の結果 平成27年7月14日(火)午後5時までに、入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合があります。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所で行うこと。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成27年 7 月 3 日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

90,693

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と

40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 666,829



兵庫県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成27年 7月 3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

(選 挙 区 名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	56,433
神戸市灘区	35,272
神戸市中央区	33,966
神戸市兵庫区	29,940
神戸市北区	60,695
神戸市長田区	26,828
神戸市須磨区	45,293
神戸市垂水区	60,746
神戸市西区	66,014
姫 路 市	138,051
尼 崎 市	126,232
明 石 市	80,000
西 宮 市	127,830
洲 本 市	12,835
芦 屋 市	26,199
伊 丹 市	53,470
相 生 市	8,479
豊 岡 市	23,214
加 古 川 市	72,217
たつの市及び揖保郡	30,394
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	23,281
西脇市及び多可郡	17,556
宝 塚 市	62,526
三 木 市	21,877
高 砂 市	25,176
川西市及び川辺郡	51,987
小 野 市	13,086
三 田 市	30,659
加 西 市	12,495
篠 山 市	11,902
養 父 市	7,066
丹 波 市	18,206
南 あ わ じ 市	13,703
朝 来 市	8,835
淡 路 市	12,955
宍 粟 市	11,108

加	東	市	10,591
加	古	郡	17,805
神	崎	郡	12,163
美	方	郡	9,753